

■ 安平町復興まちづくり計画(令和元年12月決定)の概要

安平町復興まちづくり計画の概要

計画策定の趣旨

平成30年9月6日、午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震では、多くの町民が被災し、今もなお多くの被災者が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされています。

復興まちづくり計画は、激甚災害という今まで経験したことのない難局を安平町が一丸となって乗り越え、町民の生活再建に向けて、復旧^{※1}から復興^{※2}へと将来を見据えた取組みを進めるため、今後のまちづくりの基本的な考え方と主要な取組みを示すものです。

※1 復旧：震災の前の元の状態に戻すこと
 ※2 復興：震災の前よりプラスの状態をつくり出すこと



計画の位置づけ

復興まちづくり計画は、安平町の復興を目指し、今後のまちづくりの基本的な計画として策定するものであり、『第2次安平町総合計画 中期基本計画』の一部として位置づけ、一体的に推進します。



計画期間

復興まちづくり計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。また、復興に向けて長期的な視点を持って取り組むべき課題は『第2次安平町総合計画 後期基本計画(令和5年度～令和8年度)』の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととします。

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総合計画	中期基本計画				後期基本計画			
復興計画	復興まちづくり計画							
復旧期	→							
復興期	→							
復興発展期					→			

【復旧期】全ての町民が生活再建の見通しを立てられるよう、生活基盤や社会基盤の復旧などを目指す期間

【復興期】復旧された生活基盤や社会基盤をもとに、本格的な復興を目指す期間

【復興発展期】安平町が魅力と活力ある町として生まれ変わり発展していく期間とし、次期総合計画である「第3次安平町総合計画」へと引き継ぐもの

北海道胆振東部地震の状況

地震の概況

- 【発生日時】平成30年9月6日 午前3時7分
- 【震源地】胆振地方中東部（北緯 42.7度 東経 142.0度）深さ 37km
- 【地震の規模】マグニチュード 6.7
- 【震度】安平町 震度6強

被害の状況

人的被害・建物被害の状況

人的被害は、死亡者0名、重傷者7名、軽傷者10名となっています。

建物被害では、全住家の約94%にあたる2,940棟が被害を受けており、また、倉庫・物置・空き家等の非住家についても約78%にあたる3,076棟が被害を受けています。

インフラ・公共施設等の被害状況

道路、上下水道などのインフラが被害を受けたほか、学校教育施設では、追分小学校、早来中学校が被災し、校舎の使用ができない状況となりました。早来中学校については現在も仮設校舎での学校生活を余儀なくされています。

安平町内の建物被害の状況 (棟)

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害	合計
住家	93	56	310	2,481	186	3,126
非住家	343	62	493	2,178	871	3,947
合計	436	118	803	4,659	1,057	7,073

(R1.9.30 現在)



震災への対応

避難所での対応

避難所は指定避難所9箇所、自主避難所4箇所の計13箇所を開設し、最終的には平成30年11月30日に全ての避難所が閉鎖となりました。

応急仮設住宅等の状況

震災によって自宅に戻ることができない世帯に対して、応急仮設住宅や福祉仮設住宅を整備したほか、民間賃貸住宅を借り上げるみなし仮設住宅や公営住宅の空き室の一時使用、トレーラーハウスなどにより対応を行いました。現在も153世帯、265人が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている状況です。

応急仮設住宅等の状況

	世帯数(世帯)	人数(人)
応急仮設住宅	22	45
トレーラーハウス	7	18
モバイルハウス	8	21
みなし仮設住宅	39	76
公営住宅(一時使用)	41	69
福祉仮設住宅	36	36
合計	153	265

(R1.11.29 現在)



注)「安平町管内図」をベースに作成

避難所の対応状況

町民の意向把握

計画の策定に向けては、『安平町町民参画推進条例』（平成26年12月施行）に基づき、町民参画の機会として、町民意向調査や関係団体へのヒアリングとともに、町民まちづくり懇談会や計画策定審議会である安平町未来創生委員会を開催し、いただいた意見等を計画に反映させています。

町民意向調査

- ・令和元年5～6月実施
- ・配布数：4,095世帯
- ・回答数：1,642世帯（回収率：40.1%）

町民まちづくり懇談会

- ・令和元年6月・8月実施
- ・町内4地区（追分・安平・早来・遠浅）で開催（6月：57名、8月：46名参加）

安平町未来創生委員会

- ・平成31年2月、令和元年6月・8月・10月・12月開催
- ・総合計画中期基本計画と一体的に審議

関係者ヒアリング

- ・令和元年6月実施
- ・経済団体（商工・農業関係）、災害ボランティアセンター、復興ボランティアセンター、復興アドバイザー

町民意向調査の概要

調査期間：令和元年5月17日～令和元年6月30日
回答数：1,642世帯（回収率40.1%）

安平町への居住意向

○安平町への居住意向では、約7割の方が「住み続けたい」と回答している一方、約2割の方が移転を検討、あるいは「分からない・思案中」と回答しており、定住に向けた取組みの検討が急務になっています。

○定住に向けては、「買い物、子育て、教育、健康、医療、福祉等の環境の充実」、「自宅の再建や住まいの確保」、「地震からの安全性の確保」を重視する意見が多くなっています。



復興まちづくりに向けた意識・意向

○住まい・暮らしに関しては、「生活再建に向けた取組みや横断的な相談窓口」、「住まいの確保に向けた取組みや住環境の整備」、「保健、医療、福祉等の充実」に高い関心が寄せられています。

○未来への継承に関しては、「安心して暮らし続けることができる環境づくり」が約58%と半数以上の方が回答し、非常に高い関心が寄せられています。



復興に向けた取り組み

復興テーマ **あびら力を結集した 未来へつながる復興を目指して**

まちの将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」を基本とし、町民・地域・民間・行政、そして、安平町に関わる全ての方々の力を結集するとともに、町内にある地域資源を最大限に活用しながら、安心して暮らし続けることができる環境づくりと震災前よりも元気で魅力的な町となるよう、未来へつながる復興と新しい安平町を創造していきます。



基本方針

1

住まいと暮らしの再建

- ① 被災者の住まいの確保
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）
- ④ 子育て教育環境の確保・充実

基本方針

2

災害に強いまち・ひとづくり

- ① 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上
- ② 防災・危機管理体制の強化と再構築
- ③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化
- ④ 災害に強い基盤づくり

基本方針

3

産業と経済の復興

- ① 農林業の復興
- ② 商業の復興
- ③ 立地企業等の復興
- ④ 観光の振興

基本方針

4

未来へつながる復興

- ① 安心して暮らすことができる環境づくり
- ② 未来へつながる新たな交流と担い手育成
- ③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）



基本方針
1

住まいと暮らしの再建

被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するために、住宅再建への支援や公的住宅等の整備を進めるとともに、生活再建と安全・安心な生活環境づくりを進めるため、被災者の暮らしに必要な生活機能や教育環境、保健・医療・福祉の横断的な連携による体制の確保・充実に向けた取組みを進めます。

① 被災者の住まいの確保

被災者が可能な限り住み慣れた住まいで、1日も早く元の生活ができるよう住宅の修理などに対する支援を行うとともに、応急仮設住宅等に入居している被災者の方々が早期に恒久的な住まいを確保するため、丁寧にニーズを確認しながら住宅の新築や購入への支援、公的住宅等の整備を進めます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
被災者の住み替え支援	応急仮設住宅等に入居している方々の円滑かつ早期の住み替えを支援するため、住宅の新築・購入や修理、賃貸住宅の家賃、引越などについて助成します。		■			
公的住宅等の整備及び民間賃貸住宅の建設誘導	公的住宅の整備を推進するとともに、必要に応じて民間賃貸住宅の建設を誘導する取組みも検討します。 また、応急仮設住宅等に入居している方でペットを飼育している世帯について、住宅確保や住み替え策について検討していきます。		■			
住宅の応急修理及び被災家屋の解体支援	住宅の応急的な修理について、応急修理制度や住宅リフォーム助成など、引き続き、必要に応じて対応していきます。 また、被災により解体する家屋について、解体撤去支援事業などで対応しており、早期の解体・撤去に取り組みます。		■			



② 被災者の生活再建支援

これまで行ってきた被災者生活再建支援金や義援金等の支給、被災者への訪問・相談対応などを引き続き実施するとともに、被災者の生活再建へのきめ細かなサポートを行い、1日も早く震災前の日常生活を取り戻すことを目指します。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給	被災者生活再建支援法に基づき支給される被災者生活再建支援金や、全国から北海道や安平町に寄せられた義援金について、引き続き円滑な支給に努めます。		■			
応急仮設住宅等に入居者への情報提供・サポート	被災者の生活再建に向けて、保健師等の重点的かつ積極的な訪問による相談対応や、町外避難者への広報紙の送付など、情報提供や相談対応などのきめ細かなサポートを行います。		■			
井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援	地震により被害を受けた井戸や浄化槽の速やかな復旧を進めるため、実施した修理に対して支援を行います。		■			
被災墓地等の復旧に向けた支援	大規模な被害を受けた町内の墓地について、速やかな復旧を進めるため、墓石の修理や墓じまいをした所有者に対する支援を行うとともに、遠分地区・早来地区に共同墓を整備します。		■			
じん芥処理場の早期復旧	大規模な被害を受けたじん芥処理場について、安平・厚真行政事務組合と連携して、早期の復旧に取り組みます。		■			
被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置	被害を受けた家屋（半壊以上）の固定資産税の軽減措置や、被災により滅失した住宅用地の固定資産税の軽減措置（住宅用地特例の延長）を行い、被災者の負担軽減を図ります。		■			

③ 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）

今回の地震で被害を受けた保健・医療・福祉に係る関係施設の早期復旧を目指すとともに、被災者が心身の健康を保ち、安心して生活できるよう、こころのケアや地域での見守りネットワークの推進など、きめ細かな支援に取り組みます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
被災者のこころのケアと健康相談の強化	臨床心理士やボランティア等と連携しながら被災者のこころのケアに取り組みます。 また、保健師等による重点的かつ積極的な訪問活動や健康相談を実施するなど、継続的なサポートを行います。					
地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化	見守り体制の整備や声かけ運動の推進、高齢者やしょうがい者等への「災害時要援護者登録制度」の普及など、地域の見守りネットワークを強化し、持続的な地域の支え合い活動の取組みを推進します。					
医療体制の確保に向けた支援の充実・強化	被災した民間医療施設の復旧支援を行うとともに、引き続き町内医療機関に対する支援事業を行っていきます。					
特別養護老人ホームの移転改築に関する支援	現在、福祉仮設住宅での生活を余儀なくされている特別養護老人ホーム「遠分陽光苑」の移転改築に向けた支援を行います。					



④ 子育て教育環境の確保・充実

安心して子育てができる環境確保と、学校教育施設・社会教育施設・社会体育施設等の早期復旧を目指すとともに、児童・生徒のこころのケアに取り組みます。

また、仮設校舎での学校生活を余儀なくされている早来中学校の再建については、早来小学校との一体型の学校整備を目指します。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
児童・生徒のこころのケア	児童・生徒が1日も早く安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーなどによるこころのケアを丁寧に実施していきます。					
早来中学校の再建など学校教育施設の復旧	被災により使用できなくなった早来中学校について、仮設校舎からの早期の再建に向けて、早来小学校との一体型の学校整備を推進します。 また、老朽化が著しい町内の小中学校の改修を推進します。					
社会体育施設の復旧・改修	被災した野球場などの社会体育施設について、早期の復旧・改修に取り組みます。					
公民館等の社会教育施設の改修・機能強化	震災時に避難所としても利用された公民館などの社会教育施設について、安全性の確保とともに、計画的な改修などによる機能強化を図ります。					
子育て環境の確保・充実	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点において、妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 また、遊育事業や学びサポート事業の取組みを推進していきます。					





基本方針
2

災害に強いまち・ひとづくり

今回の震災を踏まえ、住民の命を守る災害に強いまちづくりや、防災を担うひとづくりに向けて、想定外を想定内とする防災意識の向上に向けたソフト面の充実と、防災上必要なインフラ整備等を進めます。

① 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上

震災時の避難所運営などを通じて、地域住民の共助が非常に重要と再認識されたことから、町内におけるコミュニティの維持と地域社会の結びつきがさらに強まるよう、コミュニティの充実を図ります。

また、これまで以上に町民と行政との協働による防災体制の強化を図るとともに、防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図ります。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援	町民と行政との協働による防災体制の確立を図るとともに、コミュニティ団体・ボランティア団体等が実施する復興事業に対して支援します。					
地域の見守り体制の充実・強化	地域住民の支え合いによる地域福祉の推進に向けて、見守り体制の整備や声かけ運動の推進など、地域の見守り体制の充実・強化に向けた取組みに対して支援します。					
自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成	自主防災組織について、町内全域における設立を促進するとともに、組織の充実・強化を図ります。また、防災教育の推進や防災意識の醸成を図ります。					
災害時に備えた高齢者・しょうがい者等への支援体制の充実・強化	高齢者やしょうがい者といった災害時に支援を必要とする方々を把握するとともに、高齢者施設やしょうがい者施設での防災訓練への助言を行うなど施設・地域・行政が連携を図れるよう支援を行います。					



② 防災・危機管理体制の強化と再構築

今回の地震に伴う防災・危機管理体制について検証を行い、町民を災害から守るための備えとともに、発災時の初動体制や多様な情報伝達手段の活用方法等のマニュアル化、各種企業との災害協定の強化など、防災・危機管理体制の強化と再構築を進めます。

また、被災自治体として、自治会・町内会等やボランティア、町職員などの経験と知見を継承するとともに、他自治体への普及に努めます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
災害時における情報伝達手段の充実・強化	エリア放送「あびらチャンネル」によるデータ放送やエリアメール（緊急通報メール）、町ホームページ、防災行政無線など多様な手段による情報伝達の充実・強化を図ります。					
発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受け入れ体制のマニュアル化	発災時の庁内初動体制や行動マニュアルの確認と見直しを行うとともに、支援受け入れ体制のマニュアル化を安平町社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら進めていきます。					
震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し	「安平町地域防災計画」を見直すとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等が判読できる総合型のハザードマップへの改訂を行い、避難所の位置などについて改めて町民への周知を図ります。					
災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化	町内外の各種団体・ボランティア団体・民間企業との協定の締結を推進するなど、各種企業等との連携強化を図ります。また、専門知識を有する総合危機管理士等を引き続き職員として配置します。					
震災の経験・知見の継承	震災における経験と知見を継承するとともに、視察の受け入れ及び道内外での講演会やセミナー等で事例を発表するなど、他自治体等への情報発信に努めます。					

③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化

発災時の重要な連絡軸である道路や生活に欠かすことのできない上下水道などの公共インフラの復旧と機能強化に取り組めます。

また、被災に伴い利用を休止している施設もあることから、各種公共施設の早期の復旧・再開、防災上の機能強化を目指すとともに、被災により解体しなければならない施設も多くあることから、効率的かつ計画的な土地利用となるよう、公共施設の集約と再配置について検討を行っています。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
公共インフラの早期復旧・機能強化	道路・橋梁、河川、上下水道等の早期の復旧と機能強化に取り組めます。また、国や道が管理する公共インフラや、電気・ガス・電話等のライフラインについては、早期の復旧や機能強化が実現するよう必要に応じて関係機関等へ要望を行います。					
公共施設の早期復旧・機能強化	今回の地震で大きな被害を受けた公園や公営住宅等の公共施設の早期復旧と機能強化に取り組むとともに、震災により事業を休止していた公園整備を再開します。					
公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取組みの推進	住民生活を支える公共インフラや公共施設について、長寿命化や強靱化に向けた計画的な修繕等を推進するとともに、公共施設への「水素エネルギー」の活用について検討していきます。					
公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討	被災した公共施設について、計画的な解体を進めるとともに、集約化を図るなど有効な跡地利用について検討します。また、必要に応じて都市計画の見直しを行い、コンパクトなまちづくりを目指します。					



④ 災害に強い基盤づくり

町民を災害から守る災害に強いまちづくりの実現に向けて、防災施設の整備や機能強化のほか、情報通信体制や非常用電源等の確保に向けた対策などを行い、災害に対応した基盤づくりを進めていきます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備	被災した早来町民センターと早来研修センターを集約し、災害時の避難所、ボランティアや自衛隊等の災害時における支援機関の活動拠点としての施設整備を行います。					
防災倉庫の整備及び備蓄体制の強化	防災備蓄品の機能的な保管や災害時の支援物資の円滑な受入れを行うための防災倉庫を整備します。また、今回の震災を踏まえた備蓄物資の見直しなど、備蓄体制の強化を図ります。					
災害時に備えた避難所の機能強化	震災時に避難所としても利用された公民館について、非常用電源の対策や施設の改修などによる機能強化を図ります。					
災害に強い情報通信体制の確保	役場総合庁舎のサーバー室の復旧及び補強工事による機能強化を図ります。また、光回線サービスの整備に向けた働きかけを行うなど、より一層の情報通信基盤の整備に取り組みます。					
災害に強い住宅整備の促進	災害に強い住宅の整備を促進するため、住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修工事に対して助成を行います。					
消防庁舎等の機能強化	遠分出張所消防庁舎の耐震化や非常用電源の設置を推進するとともに、安平支署及び遠分出張所において災害時の資機材等を保管する倉庫の建設などの計画的な整備を進めます。					
災害時の非常用電源の確保	災害時には、避難所のほか医療・福祉や産業などにおいて、非常用電源の確保が求められることから、企業等との災害時における応援協定の締結に向けた取組み等を推進します。					

基本方針
3

産業と経済の復興

今回の地震で甚大な被害を受けた農業、商業、工業等の各産業が早期に復旧し雇用を維持するとともに、地域の活力を取り戻すための取組みを進めます。

① 農林業の復興

被災した農地・森林や農業用施設等の早期復旧を実現し、営農継続を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農林業の復興を図ります。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
被災した農地・農業施設の復旧・機能強化への支援	今回の地震で甚大な被害を受けた農地について、国等の関係機関とも連携しながら、早期の復旧に取り組みます。 また、被害を受けた農業施設の復旧や新設に向けて、関係機関と連携しながら支援を行います。					
被災した森林などの早期復旧	今回の地震で甚大な被害を受けた森林や林道について、国等の関係機関とも連携しながら、早期の復旧に取り組みます。 また、「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」などの場を活用しながら、関係者間での連携を密にし、必要な対策を講じていきます。					
農家の安定的な経営への支援及び担い手の確保・育成	震災による離農を防ぐため、国等と連携しながら農家の営農継続を支援するとともに、新規就農等の担い手の確保と育成を強化します。					



② 商業の復興

被災した事業者の早期事業再建を支援するとともに、震災の影響を受けた地域経済の回復に向けた取組みや、プレミアム付き商品券の発行などによる商店街への誘導などにより商業の復興を図ります。

また、被災した店舗等の解体で生じた空き地や、空き家・空き店舗の活用などによる商店街の空洞化対策に取り組むとともに、被害が大きかった早来地区商店街では、仮設店舗及び「まち・あいステーションラビア」周辺を活用した賑わい創出などについて、安平町商工会とともに検討していきます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
被災した事業者の事業再開支援	中小企業基盤整備機構と連携し、今回の地震で被害を受けた店舗等の早期の復旧、事業の再開に向けて支援します。					
商業の復興支援	町内の商店街等について、国等の補助メニューを活用できるよう情報提供しながら商業の復興を支援します。 また、震災の影響を受けた地域経済の回復を目指すため、町民の地域内消費を促す取組みをより拡充させるよう、安平町商工会とともに検討していきます。					
新規創業支援などによる賑わいの創出	新規の創業への支援や、被災した店舗等の解体で生じた空き地や、空き家・空き店舗の活用を促し、商店街の空洞化対策に取り組めます。 また、空き店舗や、仮設住宅として使用したトレーラーハウス等の活用について、安平町商工会とともに検討していきます。					

③ 立地企業等の復興

被災した工業団地等の復旧や災害に強い企業づくりに向けた取組みを進め、地域産業の成長を目指すとともに、震災からの復興に向けた企業進出の相談もあることから、雇用の確保に向けて安平町の地域特性を踏まえた戦略的な企業誘致に取り組みます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
被災した工業団地の早期復旧	今回の地震で被害を受けた工業団地の専用水道等について、早期の復旧に取り組みます。					
災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援	災害や不測の事態に強い企業づくりや、企業の競争力アップに向けて、企業における事業継続計画（BCP）の策定支援や情報提供に取り組みます。					
震災からの復興に向けた企業誘致の推進	震災後も引き続き町内に住み続けることができるため、また、移住・定住を促進するため、雇用の確保に向けて、震災時に支援をいただいた企業等とのつながりを大切にしながら、企業誘致に取り組みます。					



④ 観光の振興

震災後に開業した道の駅あびらD51ステーションを、復興に向けたシンボル・拠点と位置づけ、特産品や農産品など地域資源を活用した魅力ある観光の振興と交流人口や関係人口の拡大を図ります。

また、震災によるマイナスイメージの払拭と地域経済の活性化に向けて、安平町商工会や（一社）あびら観光協会、（一社）安平町復興ボランティアセンターをはじめ各種団体等が実施する町内外での様々な復興イベントの開催を支援しながら、観光の振興を図ります。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
道の駅あびら D51ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大	復興のシンボルである道の駅あびら D51ステーションを核に、地域資源のひとつである「鉄道」に着目した取組みの展開や、日本遺産に認定された「炭鉄港」の関係市町との広域観光による観光振興を図り、外国人観光客も含めた交流人口や関係人口の拡大を目指します。					
回遊・交流事業による町内全域への波及促進	これまで取り組んできた回遊・交流事業等を促進し、道の駅あびら D51ステーションと町内の観光資源や拠点をつないで、町内全域に回遊させる仕組みを構築し、道の駅による経済効果の波及を目指します。					





基本方針
4

未来へつながる復興

復興は、単に安平町を元の姿に戻すだけではなく、町民が夢をもって暮らし続けることができ、誰もが住んでみたいと思える未来へつながる復興とともに、地域資源を最大限に活かした新しい安平町を創造していきます。

① 安心して暮らすことができる環境づくり

日常の町民のつながりが災害時の共助にもつながることから、復興のまちづくりに適した新しい地域自治の枠組みを検討し、自治運営機能の強化など、持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。

また、これまで進めてきた「第2次安平町総合計画」の将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ繋げるまち」、「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「子育て世代に選ばれるまち・生涯住み続けることができるまち」の実現に向け、今回の震災の経験をも十分に活かし、安心して暮らすことができる環境づくりの創出を進めます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化	地域と行政とをつなぐ「地域サポート制度」を充実させ、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を策定し、協働による実践に取り組みます。 また、コミュニティ団体やボランティア団体等が行うまちづくり事業を支援するとともに、活動資金を確保するためのクラウドファンディングの活用などを促す取組みを推進します。					
魅力的な子育て・教育環境づくりの推進	被災により使用できなくなった早家中学校の校舎再建を進めるとともに、「こどもにやさしいまちづくり」の実現に向けた取組みなど、「育てたい 暮らしたい 帰りたい」と感じられる、また、「世界に一番近いまち」と感じられる子育て・教育の環境づくりを推進します。					
子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進	町内に立地する企業等とも連携しながら、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとしながら移住・定住の取組みを推進します。 特に、町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高め、移住・定住を推進していきます。					
空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進	安心して住み続けたいと感じることができる住環境の形成を目指し、良質な住宅の整備の促進に向けた取組みを推進します。 また、被災した建物の解体等で生じた空き地の流動化の促進に向けた取組みや、使用可能な空き家等の利活用に向けた取組みを推進します。					
町民の円滑な移動を支える公共交通の確保	円滑な移動を確保するため「安平町地域公共交通網形成計画」に基づいた取組みを推進し、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。					



② 未来へつなげる新たな交流と担い手育成

震災を通じて全国各地から安平町へ駆けつけてくれた数多くのボランティアや各種団体、新たな人材との交流や連携により、賑わいづくりや魅力的な取組みの展開による地域活性化を図るとともに、未来の担い手育成につなげていきます。また、復興後の発展に向けて協力いただける企業との連携により、地方創生と未来に向けた復興の取組みを推進していきます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
災害時のボランティア等との連携による取組みの推進	今後もボランティア等とのつながりを大切にし、地域の活性化に向けて連携した取組みを推進します。 また、これらの活動などを発展させ、「新しい公共」の担い手となるまちづくり会社や、その体制を支える中間支援組織など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討を行います。					
「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携	「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など、町外からの人材やその方々の持つノウハウや知見などを活かし、地域の活性化に向けた取組みを推進します。 また、「東京あびら会」と連携した情報発信や交流も促進します。					
復興後の発展に向けた企業等との連携強化	町内に立地する企業と連携したセミナーの実施などのほか、今回の震災時に支援をいただいた企業等とのつながりを大切にし、災害時のみならず今後の復興に向けて、それらの企業等との連携強化や新たなパートナーシップの構築に向けた取組みを推進します。					



災害ボランティアの様子



まちおこしボランティアの集まり



地域おこし企業人

③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

激甚災害というこれまでに経験したことのない状況を後世に伝えていくとともに、安平町の復旧・復興から発展する姿を伝えるため、そして町民に元気と勇気を与えるため、町の地域資源や魅力を最大限に活かした情報発信の強化とプロモーションを展開していきます。

主な取組み	内容	R1	R2	R3	R4	R5~
震災の記憶を後世に伝える取組みの推進	北海道胆振東部地震について、震災に関する資料、写真・映像資料等の収集・保存をし、アーカイブサイトや記録誌など震災の記憶をつなぐ取組みを実施します。					
復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進	震災からの復旧・復興の様子とともに、町の強みでもある「子育て」環境をはじめとした町の魅力を広く発信し、交流人口や関係人口の増加、さらには定住人口の拡大につなげるためのシティプロモーションの取組みを戦略的に展開します。					



主な復興関連事業位置図



主な復興関連事業

<p>小学校・中学校の一体型学校</p> <p>早来中学校の再建に向けて、老朽化が著しい早来小学校との一体型の学校整備。若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策につなげる復興のシンボルとして進める</p>	<p>防災支援施設（防災コミュニティ施設）</p> <p>災害時の避難所、防災備蓄品の保管庫、ボランティアや自衛隊などの災害支援活動の拠点整備</p>	<p>防災倉庫</p> <p>町内に点在している保管庫機能を集約。災害時対応（炊き出し、大型車両の搬出入・物資関連）を想定した機能整備</p>
		
<p>避難所の機能強化</p> <p>主要避難所となる公民館の防災機能・避難所機能の強化</p>	<p>公的住宅の整備</p> <p>応急仮設住宅・みなし仮設住宅等の入居期限後の住まいの確保</p>	<p>共同墓</p> <p>町内2地区（追分地区・早来地区）に各1基を整備</p>
		

復旧・復興の推進

計画の推進体制

復興テーマ「あびら力を結集した未来へつながる復興を目指して」の実現に向けて、北海道胆振東部地震からの一日も早い復旧・復興を目指し、町民・地域・民間、そして、安平町に関わる全ての方々と行政との協働による取組みを推進します。

また、平成30年10月に設置した「安平町復興推進本部」が中心となり、全職員が一体となって復興に向けた事業の推進に取り組みます。

計画の進行管理

計画に位置づけた取組みを効果的・効率的に展開するため、『第2次安平町総合計画』とともに、計画～実行～評価～改善を行いながら進行管理を行います。

それらの結果を踏まえるとともに、社会環境の変化なども考慮し、安平町未来創生委員会や安平町議会などの意見を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとしします。

持続可能な財政運営と復興財源の確保

安定的な復興事業の実施に向けては、中長期的な視点に立った財政基盤の確立を行いながら、『第2次安平町総合計画』に位置づけた事業と一体的に取組みを展開するとともに、町に寄せられた寄付金等を復興関連事業に活用していきます。

また、円滑な復興の推進のため、必要な制度改正や財政措置等について、国や道に対して継続的に要望を行っていきます。

■ むかわ町復興計画(令和元年7月策定) 概要版

概要版



むかわ町復興計画

— 支援を力に、力を形に、未来へ —

令和元年7月 むかわ町

復興基本方針

基本理念

震災の経験を貴重な機会と捉え、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生を目指す。

まちの将来像「人と自然が輝く清流と健康のまち」を基本に、町民と行政が力を合わせて、いきいきとした生活が営めるまちづくりを進め、ふるさと「むかわ」の未来へつなぐ創造的復興・創生を目指します。

復興の考え方

震災前に戻すだけでなく、未来へつなぐまちづくりに向けて、単なる復興ではなく、人口減少対策・まちづくりなどさらなる発展を目指して、復興を成し遂げます。

復興の方向性

被災者の生活再建

- ・公営住宅等の供給等
- ・被災者の心身の健康管理の強化 等

災害に強いまちづくり

- ・地域防災計画の見直し
- ・防災拠点施設の復旧・整備 等

産業・経済の再生と発展

- ・農林水産業生産基盤の再生
- ・まちなかの活性化 等

情報共有と町民参加によるまちづくり

- ・まちづくり計画の改定
- ・情報基盤の強靱化 等

多様なネットワークを大切にするまちづくり

- ・恐竜化石を活かしたまちづくり
- ・関係・関心・交流人口の拡大 等

復興に向けた主な取組

被災者の生活再建

主な内容	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期	
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
被災者等の見守り・心のケア								
高齢者や子ども等への支援								
公営住宅等長寿命化計画の見直し								
公営住宅の建築、文京ハイツの解体・再建								
公営住宅避難者の継続入居								
旧教職員住宅等の活用検討								
成急仮設住宅の供与終了後の活用に向けた調査研究								
民間賃貸住宅建設に係る補助制度の研究								
釧川高等学校新生徒寮の解体・再建								



災害に強いまちづくり

主な内容	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期	
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
地域防災計画の見直し								
突発型災害対応タイムラインの創設								
災害協定の強化								
災害情報伝達手段等の高度化に向けた調査・研究								
防災無線等の戸別受信機の配備								
消防庁舎の移転建築								
総合防災拠点施設等の整備								



産業・経済の再生と発展

主な内容	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期	
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
農林水産業生産基盤の再生								
各施策による産業の振興								
まちなか活性化に向け、商工会・町民と協働した方策の検討と実施								
博物館周辺エリアの再整備								
歴史的建造物の地域交流施設としての活用に向けた調査研究								
地域商社(仮称)の設立と運営								



情報共有と町民参加によるまちづくり

主な内容	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期	
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
まちづくり計画の改定								
中長期財政運営指針の改定								
行政改革大綱の改定								
地上波テレビ放送受信地点の多極化等の調査・研究								
光ブロードバンドインターネットの環境整備								
災害情報伝達手段等の高度化に向けた調査・研究(再編)								
防災無線等の戸別受信機の配備(再編)								

多様なネットワークを大切にするまちづくり

主な内容	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期	
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
博物館周辺エリアの再整備(再編)								
歴史的建造物の地域交流施設としての活用に向けた調査研究(再編)								



推進方策

計画期間等

復興計画の計画期間は、まちづくり計画(前期)の終期と同一とし、7年間とします。まちづくり計画を上位計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を関連計画と位置づけ、復興計画はまちづくり計画に発展的に吸収します。



推進の手立て

計画の推進にあたっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、不断の見直しを行い、予算編成や国・道への要望に結びつけ、新たな施策展開を図ります。



取組の見直し

復興の取組については、計画期間内の状況変化に対応するため期毎に更新します。主な取組についても、期毎に内容を検証、新たな施策の追加や見直しを実施します。

